

税務係からのお知らせ



①住宅ローン減税（住宅借入金等特別税額控除）について

個人住民税（町県民税）において、住宅借入金等特別税額控除が新設されます。

この控除制度は、平成11年から平成18年までの入居者について、税源移譲により平成19年分以降の所得税の住宅借入金特別控除による減税額が減ってしまう場合に、居住地の市町村に申告することにより、翌年度の住民税が減額される制度です。

■申告について

住宅借入金等特別税額控除を受けるには、毎年3月15日までに税務署または市町村役場へ、確定申告書もしくは住民税申告書と併わせて、住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があります。

※毎年提出する必要がありますので、ご注意ください。

※給与所得など毎年確定申告を行っていない人

年末調整後に、現在住んでいる市町村役場に住民税減額申告書を提出します。（申告書は役場住民課、野方支所にあります。）

※自営業者や農業所得者など毎年確定申告を行っている人

所轄税務署に所得税の確定申告書といっしょに住民税減額申告書を提出します。（申告書は税務署、役場にあります。）

■控除対象者条件

平成19年分以降の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用がある方で、所得税から住宅借入金等特別控除額が控除しきれない方。（年末調整で住宅借入金等特別控除後に所得税が発生した方や、控除前に既に所得税が発生していない方は対象外となります。また、平成11年から平成18年までに入居した方に限ります。）

■平成19年からの入居者について

これから住宅ローン減税を受ける人（平成19年～20年に入居する人）のために、平成19年から所得税の住宅ローンの減税期間が、これまでの10年から、10年または15年の選択制に変更になります。これは、税源移譲により、従来どおりの減税額を受けられない人を救済するための措置です。

②税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置について

税源移譲は、個人住民税（町県民税）を増額し、所得税を減額するしくみです。

しかし、平成18年中の退職等により、平成19年中には所得が発生しない方については、税源移譲による所得税の減額が受けられず、住民税だけが増額となってしまいます。

このような場合に、平成19年度の個人住民税を税源移譲前の税率で計算し、個人の税負担額が変わらないようにする経過措置です。

■申告について

対象者条件を満たす経過措置を受けられる方は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村の役場へ、減額申告書を提出する必要があります。

対象者には、来年の7月1日までに通知する予定です。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 税務係 TEL476-1111（内線113）